

国の債権に係る情報の公表

総務省 (一般会計)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成28年度								平成29年度								平成30年度										
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額						
	前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分				
合計	90,305	4,598	85,707		85,684	3,850	21	81,833	0	126,464	4,654	121,809		122,548	3,947	13	118,601	0	78,671	3,983	74,687		74,463	3,259	19	71,204	0
備考	主な管理対象債権額 電波利用料債権:80,161 返納金債権:4,974				主な消滅額 電波利用料債権:76,271 返納金債権:4,568				主な管理対象債権額 電波利用料債権:67,906 返納金債権:3,997				主な消滅額 電波利用料債権:64,681 返納金債権:3,620				主な管理対象債権額 電波利用料債権:71,803 返納金債権:3,890				主な消滅額 電波利用料債権:68,309 返納金債権:3,530						

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

債権の種類	平成28年度末現在額										平成29年度末現在額										平成30年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分	
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計				本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計				本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分				
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額						
(部)雑収入	4,621	3,868	5	359	387	4,227	393	-	0	3,915	3,202	5	347	359	3,550	364	-	-	4,207	3,475	6	441	283	3,916	290	-	-			
(款)国有財産利用収入	0	0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-			
(項)国有財産貸付収入																														
(目)物件使用料債権	0	0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-			
(項)利子収入																														
(目)利息債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-			
(款)諸収入	4,620	3,868	5	359	387	4,227	393	-	0	3,914	3,202	5	347	359	3,550	364	-	-	4,206	3,475	6	440	283	3,916	290	-	-			
(項)弁償及返納金	643	6	0	329	306	336	307	-	0	603	0	-	320	282	321	282	-	-	609	3	0	372	233	375	234	-	-			
(目)返納金債権	405	6	0	241	157	247	158	-	0	376	0	-	231	143	232	143	-	-	360	3	0	221	135	224	135	-	-			
(目)損害賠償金債権	237	0	-	87	148	88	148	-	-	226	0	-	88	138	88	138	-	-	249	-	-	151	98	151	98	-	-			
(項)電波利用料収入																														
(目)電波利用料債権	3,889	3,861	5	22	-	3,884	5	-	-	3,225	3,201	5	17	-	3,219	5	-	-	3,493	3,472	5	16	-	3,488	5	-	-			
(項)雑入																														
(目)延滞金債権	87	-	-	7	80	7	80	-	-	86	-	0	9	77	9	77	-	-	103	-	0	52	49	52	50	-	-			
合計	4,621	3,868	5	359	387	4,227	393	-	0	3,915	3,202	5	347	359	3,550	364	-	-	4,207	3,475	6	441	283	3,916	290	-	-			

(付表)

平成30年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	5,935	18,578	5,935	18,578	(目) 損害賠償金債権 11,382 (目) 電波利用料債権 3,188
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	5	296	119	1,157	124	1,453	(目) 返納金債権 780 (目) 電波利用料債権 380
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	5	296	66	376	71	673	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	53	780	53	780	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成29年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	1	471	1	471	(目) 返納金債権 471
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	6,587	9,599	6,587	9,599	(目) 返納金債権 6,065 (目) 電波利用料債権 3,239
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	4	9	146	3,744	150	3,753	(目) 返納金債権 3,666
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	1	2	1	2	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	2	4	23	61	25	66	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	4	122	3,680	124	3,685	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	7,052	15,332	7,052	15,332	(目) 返納金債権 11,845
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	5	406	6,079	408	6,084	(目) 返納金債権 5,641
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	11	16	11	16	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	2	5	72	420	74	426	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	323	5,642	323	5,642	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	